

株 主 各 位

大阪市北区大淀中1丁目1番30号
アルメタックス株式会社
代表取締役社長 村 治 俊 哉

第57期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申し上げます。

さて、当社第57期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席お差支えの場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2021年6月28日（月）午後5時45分までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月29日（火曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市北区大淀中1丁目1番88号
梅田スカイビルタワーイースト 36階「スカイルーム1」
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 会議の目的事項
報告事項 第57期（2020年4月1日から2021年3月31日）事業報告並びに計算書類の内容報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役5名選任の件
第4号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

（報告事項及び決議事項の内容につきましては、次頁以下に記載のとおりであります。）

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

事業報告、計算書類及び株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社のウェブサイト（<http://www.almetax.co.jp/>）に掲載させていただきます。

新型コロナウイルス感染防止への対応につきましては、別紙及び上述の当社のウェブサイトに掲載しております。

第 57 期 事 業 報 告

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果並びに対処すべき課題

当期のわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大を受け個人や企業の活動が制限され、夏以降は回復の動きが見られたものの冬から再拡大し、全体としては厳しい経済状況が続いております。

国内の住宅建材市場におきましても、新型コロナウイルス感染症の影響を受け新設住宅着工戸数が大幅に減少し、非常に厳しい環境が続きました。経済活動の再開にともない8月以降は持直しの動きが見られ始めましたが、依然として先行が不透明な状況が続いております。

このような状況のなか、売上高につきましては、主力製品である新設戸建住宅用建材及びリフォーム用住宅建材の受注は10月以降回復傾向にあるものの当期累計では前期実績を大きく下回る結果となりました。収益面につきましては、総費用の削減並びに生産性の改善に取り組みましたが、売上高の減少による影響を補うには至らず収益性が大幅に低下したことにより、前期実績を大きく下回る結果となりました。また、当期純損失につきましては、第2四半期末に計上した減損損失7億9千6百万円の影響を大きく受けました。

その結果、売上高につきましては、90億2千8百万円（前年同期は104億2千2百万円、△13.4%）となりました。

利益面につきましては、営業損失で7千2百万円（前年同期は2千4百万円）、経常利益で7千5百万円（前年同期は7千6百万円、△0.9%）、当期純損失は7億2千9百万円（前年同期は当期純利益で6千万円）となりました。

次期におきましては、当社を取り巻く環境の変化が大きいなか、新型コロナウイルス感染症による影響が継続することが見込まれます。

また、国内住宅着工戸数は引き続き減少傾向が続くものと見込まれますが、売上・収益の増加に向けて、既存製品の受注を堅持するとともに、新規取引先の獲得並びに新製品のさらなる開発に注力してまいります。また、生産部門はもとより、管理間接部門も含めた業務の合理化等による収益構造の改善に全社を挙げて取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、引続き一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 売 上 高

(単位：千円)

	金 額	構 成 比	対前期比
住 宅 建 材 部 門	9,028,066	100.0%	△13.4%

(3) 設備投資の状況

当事業年度に実施した設備投資の総額は2億4千3百万円であり、その主なものは、住宅建材の新製品生産用設備等であります。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持株又は新株予約権等の取得又は処分状況

該当事項はありません。

(8) 財産及び損益の状況の推移

項 目	期 別			
	第 54 期 (2017年4月1日から 2018年3月31日まで)	第 55 期 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)	第 56 期 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)	第57期(当期) (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)
売 上 高(千円)	11,779,987	11,065,400	10,422,727	9,028,066
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失(△)(千円)	381,557	△38,879	76,548	75,894
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失(△)(千円)	180,211	△78,370	60,612	△729,053
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 又 は 1 株 当 たり 純 損 失(△)(円)	17.49	△7.60	5.88	△70.75
総 資 産(千円)	11,721,137	11,455,123	11,052,802	10,640,342
純 資 産(千円)	9,265,894	9,002,497	8,754,457	8,383,188
1 株 当 たり 純 資 産(円)	899.14	873.58	849.53	813.51

(注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり純損失(△)は期中平均発行済株式総数に基づき、1株当たり純資産は期末発行済株式総数に基づき、算出しております。

2. 『税効果会計に係る会計基準』の一部改正(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第55期の期首から適用しており、第54期における主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

(9) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

該当事項はありません。

(10) 主要な事業内容

住 宅 建 材 部 門……サッシ、ドア、エクステリア、サッシ部材等の製造販売

(11) 事 業 所

本 社 大阪市北区大淀中 1 丁目 1 番 30 号

東京支店 東京都新宿区西新宿 8 丁目 14 番 24 号

工 場 滋賀工場 滋賀県栗東市

関東工場 茨城県古河市

山口工場 山口県山口市

静岡工場 静岡県掛川市

栗東資源循環センター 滋賀県栗東市

東北センター 宮城県加美郡色麻町

(12) 従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
367名	32名減	43.6歳	16.8年

(13) 主要な借入先

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 37,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 10,304,940株（自己株式1,607,575株を除く）
- (3) 株 主 数 2,574名（前期末比95名増）
- (4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
積 水 ハ ウ ス 株 式 会 社	3,740,447 株	36.30 %
積 水 化 学 工 業 株 式 会 社	703,910	6.83
ア ル メ タ ッ ク ス 従 業 員 持 株 会	446,886	4.34
遠 山 和 子	330,000	3.20
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	121,583	1.18
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	121,574	1.18
石 川 晋	114,000	1.11
西 田 新 次 郎	109,500	1.06
カ ネ エ ム 工 業 株 式 会 社	100,000	0.97
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	100,000	0.97

（注）持株比率は、自己株式（1,607,575株）を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長兼社長執行役員	村 治 俊 哉	
取 締 役 相 談 役	小 原 肇	
取 締 縮 役	濱 岡 峰 也	清和法律事務所 弁護士
取 締 縮 役	渡 部 健	
取締役兼副社長執行役員	矢 田 肇	営業・技術・生産管掌
取締役兼専務執行役員	生 川 聖 一	管理本部・監査・品質保証管掌
常 勤 監 査 役	清 家 由 和	
監 査 役	田 中 善 秀	積水ハウス株式会社 積和建設事業本部 次長
監 査 役	大 西 一 嘉	

- (注) 1. 取締役濱岡峰也氏及び渡部健氏は、社外取締役であります。
2. 監査役田中善秀氏及び大西一嘉氏は、社外監査役であります。
3. 監査役濱部祐一氏は、2020年6月26日開催の第56期定時株主総会終結の時をもって任期満了につき退任いたしました。
4. 2020年6月26日開催の第56期定時株主総会において、大西一嘉氏が監査役に選任され就任いたしました。
5. 2021年4月1日より、取締役兼副社長執行役員営業・技術・生産管掌矢田肇氏は、取締役兼副社長執行役員新規事業推進、営業・技術部門担当、取締役兼専務執行役員管理本部・監査・品質保証管掌生川聖一氏は、取締役兼専務執行役員社長特命担当にそれぞれ就任しております。
6. 取締役濱岡峰也氏及び渡部健氏並びに監査役大西一嘉氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
7. 当社定款に基づき、当社と常勤監査役清家由和氏は、2019年6月18日より、責任限定契約を締結しております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、業績に対する取締役の責任を明確にしたうえで、固定報酬としての基本報酬と業績連動報酬等による報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

2. 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準も考慮し、総合的に勘案して決定するものとする。

3. 業績連動報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、経営指標の達成度合いに応じて算出された額を毎年一定の時期に支給する。業績連動報酬等の基準となる経営指標は当期の経常利益見込及び当期純利益見込を勘案して、目標値の達成度合いにより決定する。目標となる業績指標とその値は、計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて見直しを行うものとする。

4. 基本報酬と業績連動報酬等の割合

基本報酬と業績連動報酬等の割合については、業績や取締役報酬各個人の評価等を総合的に勘案のうえ、取締役会にて適宜決定する。なお、代表取締役と他の取締役による構成比の違いはない。

② 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の業績を踏まえた評価配分とする。

③ 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	報 酬 額	
	支 給 人 員(名)	支 給 額(千円)
取 締 役 (うち社外取締役)	6 (2)	116,580 (12,000)
監 査 役 (うち社外監査役)	4 (3)	25,500 (7,500)
計	10	142,080

(注) 1. 上記報酬額には、執行役員(使用人)を兼務している取締役は、執行役員報酬を含んでおります。

2. 当社の取締役及び監査役の報酬額は、2007年6月28日開催の第43期定時株主総会決議に基づき、取締役の報酬額を年額2億3千万円以内(うち社外取締役分3千万円以内)、監査役の報酬額を年額6千万円以内としております。なお、当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は10名(うち、社外取締役1名)、監査役の員数は3名であります。

④ 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当事業年度の実績は、取締役会において決議した決定方針に則った決定方法・内容であるため、報酬内容が決定方針に沿うものであると判断いたしました。

⑤ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当事業年度においては、取締役会において代表取締役社長村治俊哉に取締役の個人別の報酬額の具体的内容の決定を委任する旨の決議を受けております。その権限の内容は各取締役の基本報酬の額及び各取締役の業績を踏まえた評価配分であり、これらの権限を委任した理由は、各取締役の評価を行うのは代表取締役が最も適しているからであります。

(3) その他会社役員に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	会社名	役職名
取締役	濱岡峰也	清和法律事務所	弁護士
監査役	田中善秀	積水ハウス株式会社	積和建設事業本部 次長

(注) 積水ハウス株式会社は、当社の主な販売先であります。

(2) 主要取引先等特定関係事業者との関係

当社は、積水ハウス株式会社の持分法適用関連会社であり、同社は、当社の住宅建材製品の主要販売先であります。

(3) 当該事業年度における主な活動状況

取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会	監査役会
取締役 濱岡峰也	12回中12回出席	—
取締役 渡部健	12回中12回出席	—
監査役 田中善秀	12回中12回出席	12回中12回出席
監査役 大西一嘉	10回中10回出席	10回中10回出席

(注) 各社外取締役及び各社外監査役は、公正な意見の表明を行い、主に取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。濱岡取締役は社外取締役として期待した役割どおり、主に取締役会において内部統制の監督やチェックによる透明性の向上や業務執行者から独立した客観的な立場からご意見を頂いております。渡部取締役は社外取締役として期待した役割どおり、主に取締役会において経営の監督や業務執行者から独立した客観的な立場からご意見を頂いております。また、各社外監査役は、監査役会においては、社外監査役の立場で適宜発言を行っております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当社の社外取締役及び社外監査役は、会社法第423条第1項の責任につき、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(5) 当社の親会社又は親会社の子会社において受け取った役員としての報酬等の総額

該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

23,200千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬の額を区分しておりませんので、上記金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

(3) 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益

23,200千円

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積もりの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき同意しました。

(6) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項に定める解任事由に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(7) 会計監査人の業務停止処分に関する事項

該当事項はありません。

(8) 当該事業年度に辞任した会計監査人に関する事項

該当事項はありません。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社の内部統制システム構築の基本方針は、次のとおりであります。

当社は、会社法に基づく「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」について下記のとおり定め、かかる体制の下で会社の業務の適法性・効率性の確保並びにリスクの管理に努めるとともに、社会経済情勢その他環境の変化に応じて見直しを行い、その改善・充実を図るものとする。

1 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役及び使用人が法令・定款を遵守するための倫理行動基準を制定し、内部統制システムの構築、維持、向上を推進するとともに、コンプライアンス体制の整備及び維持を図る。必要に応じて各担当部署において、規則、ガイドラインの策定と研修を行う。
- (2) 取締役が他の取締役の法令・定款違反行為を発見した場合は直ちに監査役及び取締役会に報告する等ガバナンス体制を強化する。
- (3) 内部監査部門として業務執行部門から独立した監査室を置く。
- (4) 取締役は当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には直ちに監査役に報告するものとし、遅滞なく取締役会において報告するものとする。
- (5) 法令・定款違反その他のコンプライアンスに関する情報についての社内報告体制を整備し運用する。内部通報制度に関しては、通報者の保護を図るとともに透明性・公正性を維持した的確な対処の体制を整備することとする。
- (6) 監査役は当社の法令遵守体制及び内部者通報システムの運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。

2 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令・社内規程に基づき、取締役の職務の執行に係る情報を文書等に記録し、適切に保存、管理する。

また、情報管理については、情報セキュリティや、個人情報保護に関する基本方針を定めて対応する。

3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、当社の業務執行に係るリスクとして、以下①から③のリスクを認識し、その把握と管理、個々のリスクについての管理責任者についての体制を整えることとする。
 - ① 製造・物流及び製品
 - ② 販売・仕入
 - ③ 財務・経理

- (2) リスク管理対象の基礎として、リスク管理規程を定め、個々のリスクについての管理責任者を決定し、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする対策本部を設置し、情報連絡チーム及び顧問弁護士等を含む外部アドバイザーチームを組織し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整える。
- 4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定期に開催するほか、必要に応じて適時臨時に開催するものとする。
- (2) 取締役の決定に基づく業務執行については、組織分掌権限規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細について定めることとする。
- 5 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査役がその職務を補助すべき使用人を要請した場合、監査役と協議の上、使用人を置く等しかるべき対応をとることとする。
- 6 上記5の使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 監査役がその職務を補助すべき使用人を置く場合、当該使用人の人事については、事前に監査役の意見を聞くこととすると共に、監査役がその職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性を確保することとする。
- 7 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 取締役及び使用人は、当社の業務又は業績に著しい影響を与える事項について監査役にその都度報告するものとする。
- 前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、稟議書その他業務に関する重要な文書を開覧し、取締役及び使用人に対して報告を求めることができることとする。
- また、監査役は必要に応じて代表取締役と経営方針、対処すべき課題、監査上の課題等について意見交換を行うほか、会計監査人から財務に関する報告を求める。
- なお、監査役へ報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利益な扱いを受けないことを確保するものとする。
- 8 監査役がその職務の執行について生ずる費用又は債務の処理等に関する事項
- 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手續その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務については、当該監査役がその職務の執行に必要でない認められる場合を除いて速やかに当該費用又は債務を処理することとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

1 内部統制システム全般

当社は、監査室による監査を通じて、内部統制システム全般の評価及び改善を行っております。

2 コンプライアンス

当社は、「倫理行動基準」を定め全社員に周知し、社員教育を通じて、法令を遵守するための取組みを継続的に行っております。

3 損失の危険の管理

当社は、リスク管理体制の強化・推進に努めるとともに、経営に重大な影響を与える損失発生リスクを定期的に見直し、必要に応じた対応を行っております。

4 取締役の職務の執行

取締役会は12回開催し、各議案の審議、業務執行の状況等の監督を行いました。重要案件については、経営会議を開催し、取締役会決議に先立ち意見交換を行いました。また、当社では、執行役員制度を導入し、意思決定・監督機能と業務執行機能を区分して、経営の効率化を図っております。

5 監査役の職務の執行

監査役会は12回開催し、監査に関する重要な事項について協議を行いました。また、監査役は取締役会に出席するとともに、必要に応じて取締役、会計監査人等と意見交換を行いました。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	5,304,800	流 動 負 債	1,570,102
現金及び預金	1,346,578	支払手形	574,212
受取手形	101,350	買掛金	552,447
電子記録債権	2,129,967	未払金	148,255
売掛金	921,566	未払費用	57,528
商品及び製品	129,295	未払法人税等	14,567
仕掛品	10,599	未払消費税等	30,357
原材料及び貯蔵品	528,907	前受金	13,004
前払費用	24,016	預り金	11,549
未収入金	104,918	賞与引当金	154,800
未収還付法人税等	8,714	製品保証引当金	8,056
その他	1,564	設備関係支払手形	5,324
貸倒引当金	△2,679	固 定 負 債	687,051
固 定 資 産	5,335,542	長期未払金	2,500
有 形 固 定 資 産	2,335,910	繰延税金負債	371,307
建物	809,052	再評価に係る繰延税金負債	132,047
構築物	410	退職給付引当金	179,034
機械及び装置	13,078	その他	2,163
車両運搬具	12,076	負 債 合 計	2,257,154
工具、器具及び備品	18,210	純 資 産 の 部	
土地	1,465,142	株 主 資 本	7,145,634
建設仮勘定	17,940	資本金	2,160,418
無 形 固 定 資 産	9,093	資本剰余金	2,584,575
借地権	7,977	資本準備金	2,233,785
ソフトウェア	942	その他資本剰余金	350,790
その他	173	利 益 剰 余 金	2,799,829
投資その他の資産	2,990,537	利益準備金	340,169
投資有価証券	1,574,107	その他利益剰余金	2,459,660
関係会社株	1,302,302	別途積立金	3,150,000
従業員に対する長期貸付金	3,500	繰越利益剰余金	△690,339
長期前払費用	1,102	自 己 株 式	△399,188
その他	113,297	評価・換算差額等	1,237,553
貸倒引当金	△3,773	その他有価証券評価差額金	1,186,439
		土地再評価差額金	51,113
資 産 合 計	10,640,342	純 資 産 合 計	8,383,188
		負債及び純資産合計	10,640,342

損 益 計 算 書

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		9,028,066
売 上 原 価		7,453,189
売 上 総 利 益		1,574,877
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,647,546
営 業 損 失		72,669
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	53	
受 取 配 当 金	89,711	
仕 入 割 引	6,010	
助 成 金 収 入	46,358	
会 員 権 売 却 益	500	
そ の 他 の 営 業 外 収 益	7,175	149,810
営 業 外 費 用		
売 上 割 引	925	
そ の 他 の 営 業 外 費 用	321	1,246
経 常 利 益		75,894
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	1,152	
固 定 資 産 売 却 損	1,593	
減 損 損 失	796,984	799,730
税 引 前 当 期 純 損 失		723,836
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	17,300	
法 人 税 等 調 整 額	△12,082	5,217
当 期 純 損 失		729,053

株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当 期 首 残 高	2,160,418	2,233,785	350,790	2,584,575
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当	—	—	—	—
当 期 純 損 失 (△)	—	—	—	—
土地再評価差額金の取崩	—	—	—	—
自己株式の取得	—	—	—	—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	—	—	—
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—
当 期 末 残 高	2,160,418	2,233,785	350,790	2,584,575

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	利 益 剰 余 金				自己株式	株主資本 合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計		
		別途積立金	繰越利益 剰余金			
当 期 首 残 高	340,169	3,150,000	283,005	3,773,174	△399,158	8,119,011
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当	—	—	△113,355	△113,355	—	△113,355
当 期 純 損 失 (△)	—	—	△729,053	△729,053	—	△729,053
土地再評価差額金の取崩	—	—	△130,936	△130,936	—	△130,936
自己株式の取得	—	—	—	—	△30	△30
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	—	—	—	—	—
当 期 変 動 額 合 計	—	—	△973,345	△973,345	△30	△973,376
当 期 末 残 高	340,169	3,150,000	△690,339	2,799,829	△399,188	7,145,634

(単位：千円)

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	715,269	△79,822	635,446	8,754,457
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当	—	—	—	△113,355
当 期 純 損 失 (△)	—	—	—	△729,053
土地再評価差額金の取崩	—	—	—	△130,936
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	△30
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	471,170	130,936	602,107	602,107
当 期 変 動 額 合 計	471,170	130,936	602,107	△371,268
当 期 末 残 高	1,186,439	51,113	1,237,553	8,383,188

個別注記表

1. 重要な会計方針

- (1) 資産の評価基準及び評価方法
- | | |
|---------|---|
| 有価証券 | |
| その他有価証券 | |
| 時価のあるもの | 決算期末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定) |
| 時価のないもの | 移動平均法による原価法 |
- (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法
- | | |
|---------------------------|--------------|
| 商品 (住宅用建材他) | 先入先出法に基づく原価法 |
| 〃 (輸入アルミビレット・アルミ新地金・アルミ屑) | 移動平均法に基づく原価法 |
| 製品 (住宅用建材他) | 先入先出法に基づく原価法 |
| 原材料 (アルミ形材他) | 移動平均法に基づく原価法 |
| 〃 (部品) | 先入先出法に基づく原価法 |
| 仕掛品 (住宅用建材他) | 先入先出法に基づく原価法 |
- (注) 貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。
- (3) 有形固定資産の減価償却の方法
- | | |
|----------------------------|----------------------------|
| 有形固定資産 (リース資産を除く) | |
| 機械及び装置 | 法人税法に規定する耐用年数及び残存価額に基づく定率法 |
| 上記以外の有形固定資産 | 法人税法に規定する耐用年数及び残存価額に基づく定額法 |
| 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 | リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法 |
- (4) 無形固定資産及び長期前払費用の減価償却の方法
- | | |
|--|--|
| 無形固定資産 | |
| 法人税法に規定する方法と同一の基準による定額法 | |
| ただし、ソフトウェア (自社利用分) については、社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法 | |
| 長期前払費用 | |
| 法人税法の規定に基づく均等償却 | |

(5) 引当金の計上基準

1. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見積額を計上しております。

2. 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、賞与の支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

3. 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付債務見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

また、数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定率法により、翌事業年度から費用処理することとしております。

4. 製品保証引当金

将来の製品交換及び補修費用の支出に備えるため、個別案件に対して今後必要と見込まれる金額を計上しております。

(6) ヘッジ会計の方法

(a) ヘッジ会計の方法

主として繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、金利スワップについては特例処理を採用しております。

(b) ヘッジ手段とヘッジ対象

借入金等の金利変動リスクをヘッジするために金利スワップ等を利用しております。

(c) ヘッジ方針

主として金利変動リスクを回避するためデリバティブ取引を利用することを基本方針としております。

(d) ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップ取引については、事前に特例処理の条件に合致していることを確認しているため、事後の有効性の評価を省略しております。

(7) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更

該当事項はありません。

3. 表示方法の変更

（「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積もっており、当該見積りには新型コロナウイルス感染症の影響が少なくとも2022年3月まで継続するとの仮定を考慮しております。当該見積もりは、将来の不確実な変動によって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積もりと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

繰延税金資産	150,281千円
--------	-----------

5. 追加情報

新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴う緊急事態宣言の発令や活動自粛要請などが、経済や企業活動に影響を与えており、売上高及び営業利益が大きく減少しております。その結果をふまえ、減損損失を計上するとともに繰延税金資産の見積りを行っております。

当社は前事業年度末時点では新型コロナウイルス感染症の影響が2021年3月まで継続すると仮定しておりましたが、当事業年度末においてはこのような状況が少なくとも2022年3月まで継続すると仮定を修正しており、この仮定のもとで、繰延税金資産の回収可能性の検討等の会計上の見積りを行っております。また、当該見積りに用いた仮定は不確実性があり、実際の結果はこれらの仮定と異なる場合があります。

6. 貸借対照表の注記

- | | |
|--------------------------------|-------------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 5,711,516千円 |
| (2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 | |
| 短期金銭債権 | 1,772,903千円 |
| 短期金銭債務 | 84,959千円 |
| (3) 取締役に対する金銭債務は、2,500千円であります。 | |
| (4) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。 | |

7. 損益計算書の注記

(1) 関係会社取引

売 上 高	5,081,812千円
仕 入 高	963,120千円
受 取 配 当 金	47,176千円

(2) 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

用 途	種 類	場 所	減損損失（千円）
住宅建材事業	機械装置、工具器具備品、ソフトウェア、その他	滋賀県栗東市、茨城県古河市 他	785,712
共用資産	工具器具備品、ソフトウェア、その他	大阪府大阪市 他	11,271

当社は資産を用途により、住宅建材事業、共用資産等にグルーピングしており、遊休資産については当該資産ごとにグルーピングしております。

営業損失を継続して計上していることから、資産グループの帳簿価額を全額回収できる可能性が低いと判断したグループについて、当該資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、当該資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、不動産鑑定評価額等を基に算定した金額により評価し、土地、建物、車両運搬具等以外についてはゼロとして評価しております。

減損損失の内訳は以下の通りであります。

	事業用資産（千円）	共用資産（千円）
機 械 装 置	444,352	—
工 具 器 具 備 品	148,652	1,698
ソ フ ト ウ ェ ア	114,502	5,097
土 地	29,209	—
そ の 他	48,996	4,475
合 計	785,712	11,271

(3) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

8. 株主資本等変動計算書の注記

(1) 発行済株式に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	11,912,515	—	—	11,912,515
合計	11,912,515	—	—	11,912,515

(2) 自己株式に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	1,607,465	110	—	1,607,575
合計	1,607,465	110	—	1,607,575

増減数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 110株

(3) 配当金に関する事項

1. 配当金支払額

2020年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	61,830千円
1株当たり配当額	6円
基準日	2020年3月31日
効力発生日	2020年6月29日

2020年11月10日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	51,524千円
1株当たり配当額	5円
基準日	2020年9月30日
効力発生日	2020年12月7日

2. 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2021年6月29日開催の定時株主総会において、次のとおり決議を予定しております。

・普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	10,304千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	1円
基準日	2021年3月31日
効力発生日	2021年6月30日

(4) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

9. 税効果会計の注記

繰延税金資産及び負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	47,368千円
製品保証引当金	2,465
未払事業税	5,920
貸倒引当金	1,974
長期未払金	765
退職給付引当金	54,784
投資有価証券評価損	1,067
会員権評価損	2,867
減損損失	206,714
税務上の繰越欠損金	37,684
その他の	11,424
小計	373,037
評価性引当額	△222,755
合 計	150,281

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△521,589
合 計	△521,589
繰延税金資産の純額 (△負債)	△371,307

10. 金融商品の注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、必要が生じた場合には、銀行等金融機関から資金を調達する予定であります。

受取手形、電子記録債権及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は株式及び不動産投資信託であり、四半期ごとに時価の把握を行っています。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日（当事業年度の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
1. 現金及び預金	1,346,578	1,346,578	—
2. 受取手形、電子記録債権及び売掛金	3,152,885	3,152,885	—
3. 投資有価証券及び関係会社株式 その他有価証券	2,876,410	2,876,410	—
4. 支払手形（設備関係支払手形を含む） 及び買掛金	(1,131,983)	(1,131,983)	—

(*) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

1. 現金及び預金、並びに2. 受取手形、電子記録債権及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

3. 投資有価証券及び関係会社株式

これらの時価については、取引所の価格によっております。

4. 支払手形（設備関係支払手形を含む）及び買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

11. 賃貸等不動産の注記

賃貸等不動産の注記については、重要性に乏しいため、記載しておりません。

12. 持分法損益等の注記

該当事項はありません。

13. 関連当事者との取引の注記

親会社及び法人主要株主等

(単位：千円)

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
その他の関係会社	積水ハウス㈱	大阪市北区	百万円 202,591	住宅メーカー	36.4%	当社製品の販売 役員の兼任	住宅用建材製品の販売等	5,081,812	売掛金 電子記録債権	417,633 1,355,269
							原材料の仕入	963,120	買掛金	84,959

取引条件及び取引条件の決定方針等

取引価格その他の取引条件は、当社と関連を有しない他の当事者と同様の条件によっております。取引条件的に劣ることはありません。

(注) 上記金額のうち取引金額には消費税等を含まず、残高には消費税等を含みます。

14. 1株当たり情報の注記

- (1) 1株当たり純資産額 813円51銭
 (2) 1株当たり当期純損失 70円75銭

※ 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は次のとおりであります。

損益計算書上の当期純損失	729,053千円
普通株式に係る当期純損失	729,053千円
普通株主に帰属しない金額	一千円
普通株式の期中平均株式数	10,304千株

15. 重要な後発事象の注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2021年5月11日

アルメタックス株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ 大 阪 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 目 細 実 ㊟
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 安 田 秀 樹 ㊟
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アルメタックス株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第57期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第57期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人「有限責任監査法人トーマツ」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月11日

アルメタックス株式会社 監査役会

常 勤 監 査 役	清 家 由 和	㊞
社 外 監 査 役	田 中 善 秀	㊞
社 外 監 査 役	大 西 一 嘉	㊞

以 上

第57期株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりにいたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

当社の配当政策は、将来の事業展開に備え、内部留保の充実にも留意しながら、業績等を勘案し、株主の皆様へ継続的かつ安定的な利益還元を努めていくことを基本方針といたしております。しかしながら、当期におきましては減損損失を計上することを余儀なくされ、多大な当期純損失を計上いたしました。

このような状況を鑑み、当期の期末配当金につきましては1株につき1円とさせていただきます。

なお、中間配当金として1株につき5円をお支払いいたしておりますので、年間の配当金は1株につき6円となります。

(1) 配当財産の種類 金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金1円 総額10,304,940円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日（第57期期末配当金の支払開始日）

2021年6月30日

2. その他剰余金の処分に関する事項

株主の皆様へ安定的な配当を実施するため、別途積立金の一部を取崩し、以下のとおりにいたしたいと存じます。

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

別 途 積 立 金 800,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 800,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築することを目的に、定款第20条に定める取締役の任期を2年から1年に短縮するものであります。これに伴い、取締役の任期の調整に関する規定を削除するものであります。

2. 変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(任 期) 第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。	(任 期) 第20条 取締役の任期は、選任後 <u>1</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
2. <u>補欠又は増員により選任された取締役の任期は、他の現任取締役の残任期間と同一とする。</u>	(削 除)

第3号議案 取締役5名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役全員（6名）が任期満了となります。つきましては、取締役会において戦略的かつ機動的に意思決定が行えるよう取締役を1名減員し、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 取締役候補者とする理由及び期待される役割の概要	所有する当社の株式の数
1	ムラジ トシヤ 村 治 俊 哉 (1967年10月23日生) (再任)	<p>1994年6月 当社入社 2014年4月 建材第一営業部長 2014年7月 執行役員就任 2017年6月 取締役兼常務執行役員就任 2018年6月 取締役兼専務執行役員就任 2018年6月 建材営業部門担当 2019年4月 代表取締役社長兼社長執行役員就任（現任）</p> <p>(取締役候補者とする理由) 生産部門・営業部門を中心とした経歴を持ち、特に営業部門の責任者として能力を発揮し、2017年に取締役に就任、2019年より代表取締役社長を務めております。その実績と経験を活かし、強力なリーダーシップで会社を牽引するために、引続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>	6,300株
2	ハマ オカ ミネ ヤ 濱 岡 峰 也 (1955年11月6日生) (再任)	<p>1987年4月 大阪弁護士会登録 清和法律事務所所属（現任） 2008年6月 阪神電気鉄道㈱社外監査役就任（現任） 2011年6月 ㈱アシックス社外取締役就任 2011年6月 日本電気硝子㈱社外監査役就任 2015年6月 当社取締役就任（現任）</p> <p>(取締役候補者とする理由及び期待される役割の概要) これまで、社外役員となること以外の方法で経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての専門的見地に加え、社外役員を含む企業法務に関する豊富な経験を当社の経営体制の強化に活かしていただくため、引続き取締役として選任をお願いするものであります。期待される役割としては、これらの経験を活かし、主に取締役会において内部統制の監督やチェックによる透明性の向上や業務執行者から独立した客観的な立場からご意見を頂くことにあります。</p>	一株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 取締役候補者とする理由及び期待される役割の概要	所有する当社の 株式の 数
3	フタ ベ ケン 渡 部 健 (1956年1月28日生) (再 任)	1985年9月 監査法人太田哲三事務所所属 (現 EY新日本有 限責任監査法人) 1989年8月 公認会計士登録 2001年6月 新日本監査法人所属 (パートナー) 2007年6月 同社代表社員 (シニアパートナー) 就任 2018年6月 渡部健公認会計士事務所所属 (現任) 2019年6月 当社取締役就任 (現任) (取締役候補者とする理由及び期待される役割の概要) これまで、直接経営に関与された経験はありませんが、公 認会計士として大手企業で長年会計監査を務められた経験 を持ち、企業の業務に精通しており、その知識と経験を当社 の経営体制の強化に活かしていただくため、引続き取締役と して選任をお願いするものであります。期待される役割とし ては、これらの経験を活かし、主に取締役会において経営の監 督や業務執行者から独立した客観的な立場からご意見を頂く ことにあります。	一株
4	ヤ ダ ハジメ 矢 田 肇 (1956年11月10日生) (再 任)	2013年5月 当社入社 2013年6月 常務取締役就任 2013年6月 設計技術部門担当 2014年7月 取締役兼常務執行役員就任 2015年5月 生産部門担当兼滋賀工場長 2017年1月 生産部門担当 2018年6月 取締役兼専務執行役員就任 2019年4月 取締役兼副社長執行役員就任 (現任) 2019年4月 営業・技術・生産管掌 2021年4月 新規事業推進、営業・技術部門担当 (現任) (取締役候補者とする理由) 2013年に取締役に就任し、営業・技術・生産部門を統括 し、2019年より副社長執行役員を務めております。その実績 と経験を活かし、当社の企業体質及び企業価値向上を図るた め、引続き取締役として選任をお願いするものであります。	7,700株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 取締役候補者とする理由及び期待される役割の概要	所有する当社の 株式の数
5	ヤマ モト ヒデ カズ 山 元 秀 和 (1957年1月10日生) (新任)	1980年3月 当社入社 2017年1月 滋賀工場長 2017年4月 執行役員就任 2019年4月 常務執行役員就任(現任) 2019年4月 生産本部長兼生産管理部長 2020年4月 生産本部長 2021年4月 生産・調達部門担当(現任) (取締役候補者とする理由) 生産部門を中心とした経歴を持ち、滋賀工場長、生産本部長を歴任し、2019年より常務執行役員を務めております。その実績と経験を活かし、当社の企業体質及び企業価値向上を図るため、新たに取締役として選任をお願いするものであります。	1,500株

- (注) 1. 各取締役候補者は、いずれも当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 濱岡峰也氏及び渡部健氏は、社外取締役候補者であり、濱岡峰也氏は、阪神電気鉄道㈱の社外監査役を兼務しておりますが、同社と当社との間には特別の関係はありません。
当社は濱岡峰也氏及び渡部健氏を東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ており、両氏の選任が承認された場合、継続して独立役員となる予定であります。
3. 社外取締役候補者について
- (1) 社外取締役に就任してからの年数
濱岡峰也氏は、本定時株主総会終結の時をもって6年となります。また、渡部健氏は、本定時株主総会終結の時をもって2年となります。
- (2) 在任中に不当な業務執行が行われた事実及びその事実の発生防止及び発生後の対応について
該当事項はありません。
- (3) 社外取締役候補者との責任限定契約について
当社と濱岡峰也氏及び渡部健氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める額としております。両氏の選任が承認された場合、当社との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。

第4号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役報酬等の額は2007年6月28日開催の定時株主総会において、年額230百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれません。）とご承認いただいておりますが、今般、取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠の枠内で、当社の取締役に對し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いいたします。

本議案に基づき当社の取締役（社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権（以下「金銭報酬債権」といいます。）とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額10百万円以内といたします。本議案に基づきご承認をお願いする譲渡制限付株式報酬と合わせた取締役の報酬額は、現行の報酬額と同じ年額230百万円以内となります。各対象取締役への具体的な配分については、取締役会において決定することといたします。なお、上記報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれないものといたしたく存じます。

なお、現在の取締役は6名（うち社外取締役2名）ですが、第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は5名（うち社外取締役2名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年40千株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。）とし、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とされない範囲において取締役会にて決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとします。

(1) 譲渡制限期間

譲渡制限の解除は、対象取締役が当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も喪失する日（以下「退職日」という。）の後とし（以下、払込期日から譲渡制限の解除日までを「譲渡制限期間」という。）、対象取締役は、譲渡制限期間中、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 譲渡制限の解除条件

払込期日を含む月から退職日を含む月までの月数が12に達する場合、譲渡制限期間が経過した時点において対象取締役が保有する本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が経過した時点で譲渡制限を解除する。

払込期日を含む月から退職日を含む月までの月数が12に達しない場合、譲渡制限期間が経過した時点において、払込期日を含む月から退職日を含む月までの月数を12で除した数に、対象取締役が保有する本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）の本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。

(3) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間に対象取締役が当社の事業と競業する業務に従事するなどの無償取得事由に該当して無償取得することを決定した本割当株式、譲渡制限期間が経過した時点において譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、払込期日を含む月から組織再編承認日を含む月までの月数を12で除した数に、当該時点において保有する本割当株式数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式の全てにつき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

上記のほか、本割当契約に関する事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

（ご参考）

本議案が承認可決されることを条件として、当社の執行役員に対しても、上記譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を付与する予定であります。

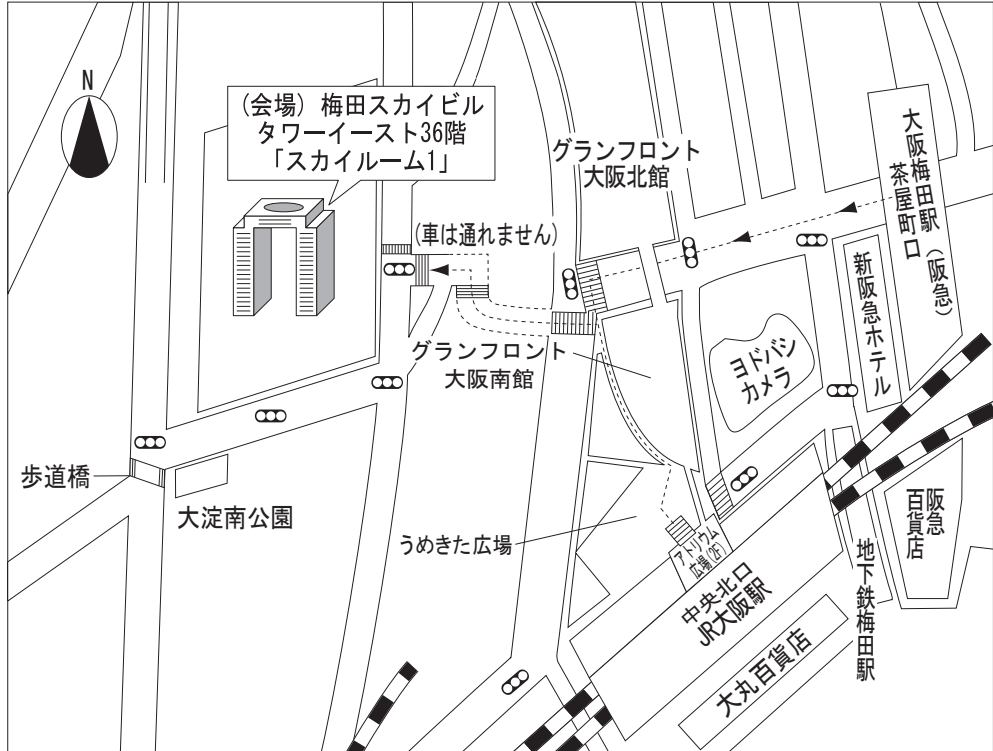
以 上

株主総会会場ご案内図

<開催場所>

大阪市北区大淀中1丁目1番88号

梅田スカイビル タワーイースト36階
「スカイルーム1」



【ご注意】

駐車場の準備はいたしていませんので、あしからずご了承くださいませようお願い申し上げます。

